平成２３年（フ）第２０６５号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―302号
債務者　鈴木みよ子（旧姓前島）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１７０号
埼玉県蓮田市桜台２丁目１番１―306号
債務者　義達　照良
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７３７号
埼玉県越谷市登戸町６番31号　シャトレーハヤマ203号
債務者　志賀由美子（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７４６号
埼玉県三郷市新和２丁目183番地１　新和ハイツ105号
債務者　豊田　克子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７５２号
埼玉県越谷市南越谷３丁目22番67号　ポニーハイツ２Ｃ
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８１２号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷９番地１
フォーブル白鶴Ｂ101号
債務者　尾花　明美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８４４号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目622番地の57
ウィスターリア101
債務者　丸山　明則
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３４号
埼玉県狭山市大字北入曽456番地の１　ゴールデンスカイＡ―101
債務者　今地　幸子（旧姓硯・鈴木）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４号
埼玉県川越市氷川町101番地５
債務者　加藤　啓克
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９号
埼玉県狭山市祇園18番40号　ドミール和光102、前住所埼玉県狭山市大字北入曽560番地の12
債務者　牧島　直美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５００号
埼玉県熊谷市別府３丁目70番地　ハイツ若草103号
債務者　山田　美香（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１号
埼玉県羽生市南６丁目６番地16　ユーコーポ105
債務者　本間　節子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６７５号
新潟市西区小針台５番18号　リベイブル小針台２－Ｂ、申立時の住所新潟市東区桃山町１丁目110番地１　市営住宅Ｅ棟31号
債務者　村山　真衣（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８０号
新潟県五泉市本町５丁目４番32号
債務者　高科　智恵
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８５号
新潟市江南区茜ケ丘13番23号
債務者　武田　規子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９０号
新潟市西区青山５丁目２番28号　ケベック青山202
債務者　渡邊　　力
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９２号
新潟市南区大通南２丁目20番地
債務者　井上　邦広
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
新潟地方裁判所民事部